

南阿蘇村告示 73号

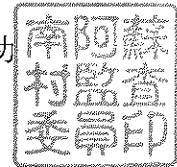
令和4年8月8日付け南阿監第21号の監査結果に関する報告に対し、村長から措置を講じる旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別添とおりに公表する。

令和4年9月1日

南阿蘇村監査委員 吉里 啓文



南阿蘇村監査委員 橋本 功



副議長  
監査委員  
議長  
監査委員



事務局長



次長

係長



主事



南阿総第711号  
令和4年9月1日

南阿蘇村監査委員 吉里 啓文 様  
南阿蘇村監査委員 橋本 功 様

南阿蘇村長 吉良 清



令和4年度行政監査に係る改善措置について（通知）

令和4年8月8日付け南阿監第21号で提出のあった監査結果に基づいて講  
じる改善措置について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知し  
ます。



令和4年度行政監査に対する改善措置等

監査実施 年 度	監査通知 年 月 日	監査文書 番 号	監査種別	監査結果	措置内容	所管課
4	R4.8.8	南阿監第21号	行政監査	旅費の支給について、村費を支弁して旅行させる必要がある場合には、南阿蘇村一般職の職員の旅費に関する条例第4条の規定に基づき旅行命令簿によって行うべきであるが、その行為が行われていない。	村費で旅行させる必要がある場合には、条例で定める規定を遵守し文書での復命書作成並びに決裁の徹底を行います。	総務課
4	R4.8.8	南阿監第21号	行政監査	旅費（現金）の取扱いについて、不適正事務で支出された旅費の支払い方法が、窓口での現金払いとなっており、その現金を当時の担当者が、旅行させた者の代表者1名に手渡している。また、手渡した際に、受領書等の証拠となる書類が存在していない。	旅費の支払いは、原則口座振込みとし、現金での受け渡しが生じた場合は直筆による領収書を添付します。また、航空機、鉄道、船舶、高速バス等の公共交通機関を利用した場合は、精算処理時に公共交通機関又は、旅行代理店等が発行する領収書を添付します。	総務課
4	R4.8.8	南阿監第21号	行政監査	チェック機能について、南阿蘇村人権擁護・啓発推進事業補助金交付要綱第8条には「事業の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、補助すべき額を確定」と定めてあるが、実績報告を調査し交付確定の起案も無く（起案文書存在せず）ダブルチェック等が機能していない。	担当者が要綱に基づき内容を審査し、不備がないか確認した後、伺いを作成します。その回議案は、所属職員もチェックし、係長、課長に回議し最終決裁権者の決裁を経て施行します。	総務課